

アイコム グリーン調達基準 第5版
 付属書2 適用除外リスト

RoHS 指令の適用除外項目となっているものを、アイコム グリーン調達基準においても適用除外としております。

下表は、アイコム グリーン調達基準 第5版発行時点のものであり、それ以降に RoHS 指令が改訂された場合は RoHS 指令に従うものとします。

※アイコム グリーン調達基準 第5版発行時点で期限超過のものは赤字で記しています。

No.	適用除外内容		適用範囲と期限	
1	1	1口金型(コンパクト)蛍光灯に含まれる水銀であって、次の使用量を超えないもの(バーナー当たり)		
	1(a)	30W未満の一般照明用	5mg	2011年12月31日期限切れ
			3.5mg	2012年12月31日期限切れ
			2.5mg	2013年1月1日以降
	1(b)	30W以上50W未満の一般照明用	5mg	2011年12月31日期限切れ
			3.5mg	2012年1月1日以降
	1(c)	50W以上150W未満の一般照明用	5mg	
1(d)	150W以上の一般照明用	15mg		
1(e)	管径17mm以下の円形または四角形の一般照明用	制限なし	2011年12月31日期限切れ	
		7mg	2012年1月1日以降	
1(f)	特殊用	5mg		
2	2(a)	一般照明用の2口金型直管形蛍光灯に含まれる水銀であって、次の使用量を超えないもの(ランプ当たり)		
	2(a)(1)	管径9mm未満の標準寿命の3波長域帯蛍光灯(例：T2)	5mg	2011年12月31日期限切れ
			4mg	2012年1月1日以降
	2(a)(2)	管径9mm以上17mm以下の標準寿命の3波長域帯蛍光灯(例：T5)	5mg	2011年12月31日期限切れ
			3mg	2012年1月1日以降
	2(a)(3)	管径17mm超28mm以下の標準寿命の3波長域帯蛍光灯(例：T8)	5mg	2011年12月31日期限切れ
			3.5mg	2012年1月1日以降
2(a)(4)	管径28mm超の標準寿命の3波長域帯蛍光灯(例：T12)	5mg	2012年12月31日期限切れ	
		3.5mg	2013年1月1日以降	
2(a)(5)	長寿命(25,000時間以上)の3波長域帯蛍光灯	8mg	2011年12月31日期限切れ	
		5mg	2012年1月1日以降	
2(b)	その他の蛍光灯に含まれる水銀であって、次の使用量を超えないもの(ランプ当たり)			

No.	適用除外内容		適用範囲と期限
	2(b)(1)	管径28mm超の直管ハロリン酸塩ランプ (例：T10及びT12)	10mg 2012年4月13日期限切れ
	2(b)(2)	直管形状でないすべてのハロリン酸塩ランプ	15mg 2016年4月13日まで
	2(b)(3)	管径17mm超の直管形状でない3波長域帯 蛍光ランプ(例：T9)	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			15mg 2012年1月1日以降
	2(b)(4)	その他の一般照明用と特殊照明用ランプ (例：誘導ランプ)	制限なし 2011年12月31日期限切れ
15mg 2012年1月1日以降			
3	3	特殊用の冷陰極蛍光灯と外部電極蛍光ランプ(CCFLとEEFL) に含まれる水銀であって、次の使用量を超えないもの(ランプ 当たり)	
	3(a)	短型(500mm以下)	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			3.5mg 2012年1月1日以降
	3(b)	中型(500mm超かつ1500mm以下)	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			5mg 2012年1月1日以降
3(c)	長型(1500mm超)	制限なし 2011年12月31日期限切れ	
		13mg 2012年1月1日以降	
4	4(a)	その他の低圧放電ランプに含まれる水銀 であって、右記の使用量を超えない(ランプ 当たり)	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			15mg 2012年1月1日以降
	4(b)	改良演色評価数Ra 60超を備えた一般照明用の高圧ナトリウ ム(蒸気)ランプに含まれる水銀であって、次の使用量を超え ない(バーナー当たり)	
	4(b)- I	消費電力が155W以下	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			30mg 2012年1月1日以降
	4(b)- II	消費電力が155W超405W以下	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			40mg 2012年1月1日以降
	4(b)- III	消費電力が405W超	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			40mg 2012年1月1日以降
	4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれ る水銀であって、次の使用量を超えない(バーナー当たり)	
4(c)- I	消費電力が155W以下	制限なし 2011年12月31日期限切れ	
		25mg 2012年1月1日以降	
4(c)- II	消費電力が155W超405W以下	制限なし 2011年12月31日期限切れ	
		30mg 2012年1月1日以降	

No.	適用除外内容		適用範囲と期限
	4(c)-Ⅲ	消費電力が405W超	制限なし 2011年12月31日期限切れ
			40mg 2012年1月1日以降
	4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	2015年4月13日まで
	4(e)	メタルハライドランプ(MH)に含まれる水銀	
	4(f)	本適用除外Annex中で特に言及されていないその他の特殊用途の放電ランプに含まれる水銀	
5	5(a)	陰極線管のガラスに含まれる鉛	
	5(b)	蛍光管のガラスに含まれる鉛	0.2重量%以下
6	6(a)	合金成分として、機械加工用の鋼材及び亜鉛めっき鋼材に含まれる鉛	0.35重量%以下
	6(b)	合金成分として、アルミ材に含まれる鉛	0.4重量%以下
	6(c)	銅合金に含まれる鉛	4重量%以下
7	7(a)	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち、鉛含有率が85重量%以上の鉛ベースの合金)	
	7(b)	サーバー、ストレージ及びストレージレイシステム、並びに切り替え、信号発信、伝送及び電気通信のネットワーク管理のためのネットワークインフラ機器に使用されるはんだに含まれる鉛	
	7(c)-Ⅰ	ガラスやセラミック(コンデンサー中の誘電セラミックを除く)に鉛が含まれている電機電子部品 例えは圧電素子、ガラスまたはセラミックのマトリックス部品	
	7(c)-Ⅱ	定格電圧がAC125V或いはDC250V以上のコンデンサー中の誘電セラミックに含まれる鉛	
	7(c)-Ⅲ	定格電圧がAC125V或いはDC250V未満のコンデンサー中の誘電セラミックに含まれる鉛	2013年1月1日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定
	7(c)-Ⅳ	集積回路またはディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサー用のPZT系誘電セラミック材料に含まれる鉛	
8	8(a)	ワンショット(溶断)ペレット型の熱ヒューズに含まれるカドミウム及びその化合物	2012年1月1日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定
	8(b)	電気接点に含まれるカドミウム及びその化合物	
9	9	吸収式冷蔵庫の炭素鋼製冷却システムの防錆剤としての冷却溶液に含まれる六価クロム	0.75重量%以下

No.	適用除外内容		適用範囲と期限
	9(b)	暖房、換気、空調、冷房機器(HVACR)用の冷媒含有コンプレッサー向けのベアリングシェルとブッシュに含まれる鉛	
11	11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	2010年9月24日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定
	11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	2013年1月1日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定
12	12	熱伝導モジュールのCリングに使用されるコーティング材料としての鉛	2010年9月24日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定
13	13(a)	光学用途向け白色ガラスに含まれる鉛	
	13(b)	フィルターガラス及び反射率標準向けのガラスに含まれるカドミウム及び鉛	
14	14	マイクロプロセッサのピンとパッケージを接合するための、2元素以上で構成され80重量%以上85重量%未満の鉛を含むはんだに含まれる鉛	2011年1月1日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定
15	15	集積回路フリップチップパッケージ内部の半導体ダイとキャリアを確実に電気接続するためのはんだに含まれる鉛	
16	16	ケイ酸塩がコーティングされた管を用いた直線型白熱ランプに含まれる鉛	2013年9月1日期限切れ
17	17	プロフェッショナル向け複写機に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	
18	18(a)	ジアゾ式複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学及び硬化処理用の特殊ランプとして使用される放電ランプ中の、SMS ((Sr,Ba)₂MgSi₂O₇:Pb)等の蛍光体を含む蛍光粉体の活性剤としての鉛	1重量%以下
	18(b)	日焼け用ランプとして使用される放電ランプ中の、BSP(BaSi ₂ O ₅ :Pb)等の蛍光体を含む蛍光粉体の活性剤としての鉛	1重量%以下
19	19	超小型省エネルギーランプ(ESL)において、主アマルガムとして特定の配合でPbBiSn-HgならびにPbInSn-Hgに用いられる鉛、及び補助アマルガムとして特定の配合でPbSn-Hgに用いられる鉛	2011年6月1日期限切れ

No.		適用除外内容	適用範囲と期限	
20	20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用する、平面蛍光灯の前面及び背面の基板を接合するガラスに含まれる酸化鉛	2011年6月1日期限切れ	
21	21	ホウケイ酸ガラスやソーダ石灰ガラスといったガラス上に塗布するエナメル焼付けインクに含まれる鉛及びカドミウム		
23	23	0.65mmピッチ以下のコネクタ以外の微細ピッチ・コンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛	2010年9月24日までに上市された電機電子機器の補修部品に限定	
24	24	セラミック積層コンデンサの円形で平面配置の機械加工のスルーホールのはんだ付けに用いられるはんだに含まれる鉛		
25	25	構造要素に用いられる表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)に含まれる酸化鉛 特にシールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛		
26	26	ブラックライトブルーランプのガラス管に含まれる酸化鉛	2011年6月1日期限切れ	
27	27	高出力(音響パワーレベル125dB-SPL以上において数時間作動すると規定されている)大音量スピーカーに使用されるトランスデューサーのためのはんだとして用いられる鉛合金	2010年9月24日期限切れ	
29	29	理事会指令69/493/EEC の付属書 I (カテゴリー1、2、3及び4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛		
30	30	音圧レベル100dB(A)以上の高出力大音量スピーカーに使用されるトランスデューサーのボイスコイルに直接付けられる電気導線の電氣的/機械的のはんだ接合部分のカドミウム合金		
31	31	水銀フリーの平面蛍光灯(例えば、液晶ディスプレイやデザイン用または工業用照明に用いられる)に使用されるはんだ材料に含まれる鉛		
32	32	アルゴン及びクリプトンレーザー管のウィンドー組立品を製作するために使用されるシールフリットに含まれる酸化鉛		
33	33	電力変圧器中で使用される直径100µm以下の極細銅線のはんだ付け用のはんだに含まれる鉛		
34	34	サーメットベースのトリマーポテンショメーター素子に含まれる鉛		
36	36	DCプラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる水銀	1台当たり 30mg以下	2010年7月1日期限切れ
37	37	亜鉛ホウ酸塩ガラス基板上の高電圧ダイオードのめっき層に含まれる鉛		

No.		適用除外内容	適用範囲と期限
38	38	酸化ベリリウムと接合したアルミニウム上で使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム	
39	39	半導体照明或いはディスプレイシステムで使用するための色変換II-VI LEDに含まれるカドミウム	発光エリア 1mm ² 当たり 10μg未満
40	40	プロフェッショナル向けオーディオ機器に使用されるアナログフォトカプラ用フォトレジスタに含まれるカドミウム	2014年7月1日期限切れ 2013年12月31日期限切れ